
第2回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和6年6月14日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和6年6月14日 午後1時30分開議

- 日程第1 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情 （総務経済常任委員長審査報告）
- 日程第2 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について （教育民生常任委員長審査報告）
- 日程第3 陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情
（教育民生常任委員長審査報告）
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第22号 日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第23号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）
- 日程第8 議案第24号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）
- 日程第9 発委第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第10 発委第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
- 日程第11 発委第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について
- 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 発議第3号 行財政調査特別委員会の調査研究について
- 日程第15 議員派遣の件について
- 日程第16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情 (総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第2 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第3 陳情第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情 (教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第22号 日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第23号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第1回)
- 日程第8 議案第24号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1回)
- 日程第9 発委第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第10 発委第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
- 日程第11 発委第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について
- 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 発議第3号 行財政調査特別委員会の調査研究について
- 日程第15 議員派遣の件について
- 日程第16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(10名)

1 番 齊 田 光 門

2 番 加 藤 修

3 番 江 田 加 代

4 番 長谷川 康 弘

5 番 前 田 昇

6 番 石 原 浩 明

7 番 河 中 博 子

8 番 橋 井 満 義

9 番 松 田 悦 郎

10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 大 武 浩 住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久 建設産業課長 福 井 真 一
教育長 井 田 博 之 教育次長 横 田 威 開
会計管理者 景 山 美 穂

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、こんにちは。ただいまから令和 6 年 6 月第 2 回定例会最終日を
開会します。

開会前に、議長としてお礼申し上げます。議会改革の一環として取り組みました日曜議会、議員各位、また村長をはじめとする行政職員の皆さんの御理解と御協力により、無事終了することができました。改めてお礼申し上げる次第であります。ありがとうございました。

結果として、当日は、延べ 36 人の方に傍聴いただきました。傍聴された皆様からは、傍聴しなければ感じ取れない迫力と緊張感があり、大変よかったなどの感想をいただいたところであり
ます。また、広く村民の皆様からは、好感を持って受け止められたところでもあります。アンケート
でいただいた御指摘を真摯に受け止め、改善すべきは改善し、議会を一步でも身近なものに受け
止めていただく努力は惜しまないところでもあります。今後も日曜議会に限らず、村民の皆様から
期待される議会活動を推進してまいります。ありがとうございました。

それでは、本日の会議に入ります。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 陳情第2号

○議長（山路 有君） 日程第1、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題いたします。

本陳情は、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 令和6年6月14日、日吉津村議会議長、山路有様。総務経済常任委員長、橋井満義。請願・陳情についての審査結果を報告申し上げます。本委員会に付託されておりました請願・陳情を審査しました結果、以下のとおりでありましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告申し上げます。

陳情第2号、付託年月日、令和6年6月3日。事件名、地方財政の充実・強化を求める陳情であります。

最初に、審査の結果といたしましては、全会一致で採択であります。

本陳情の内容の概略について御報告を申し上げます。本陳情について、提出者、鳥取市南町505番地、自治労鳥取県本部執行委員長、三浦敏樹様。そして、連名で、日吉津村大字日吉津872番地15号、日吉津村職員労働組合執行委員長、松田健作氏、両名からでございます。

陳情趣旨といたしましては、これまでの政府における骨太方針2021に基づき、これらの2024年までに確保することとなっておりました。これらの地方一般財源水準が、今回、増大する行政需要に、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財政確保が求められるという状況でございます。そして、これらのことを考えた中で、来年度、2025年度には、政府予算に対して、人員確保等含めた財政を実現するよう事項を求める陳情でございます。

これらの大きな点といたしましては、社会保障制度の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰、そして、先頃頻発しております防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握していただき、それに支える人件費が、これらの地方財源の確保と充実に図っていただきたい。そして、特別交付税であります、これらの配分に当たっては、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体など、当村を考えてもそうでありますが、

それらの取扱いを理由とした特別交付税の減額措置等を行わないこと。そして、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止していただきたい。そして、このDX化、デジタルトランスフォーメーションに伴い、地方自治においては、システム改修や、これらの事務負担の増大が大変懸念をされておる現状であります。これらについては、十分な財政支援を国として行っていただきたいということでございます。

これらの事項を鑑み、各委員から、やはりそのとおりであり、地方の自治体としては、これらに十分な財政支援をしていただくことは当然のことであり、今後予想される交付税の減額措置等については、やはり見直しを行い、考え直していただきたいということを強くやはり求められる意見が多かったものであります。これらから各委員の意見を聴取しましたところ、各委員、全会一致で採択すべきであるということで結論が出ましたので、先ほど申し上げたとおり、本陳情第2号については、全会一致で採択すべきと決定をいたしましたので、御報告申し上げます。以上であります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は、採択です。本陳情は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、陳情第2号は、委員長の委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第2 陳情第3号

○議長（山路 有君） 日程第2、陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本陳情は、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委

員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。本委員会に付託されました陳情第3号の審査内容と結果を会議規則第94条第1項の規定に基づき報告いたします。

陳情第3号、令和6年6月14日、日吉津村議会議長、山路有様。教育民生常任委員長、河中博子。陳情提出者、米子市米原2丁目3番20号アーバンプラザ1階－4、鳥取県高等学校教職員組合西部支部支部長、先灘文広、鳥取県教職員組合西部支部支部長、内田浩文。

陳情の件名、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。この陳情は、少人数学級の早期実現と、それに伴う教職員の定数改善及び財政措置を国に求めるものです。

審議は、6月6日、朝9時から役場委員会室で行い、全会一致で採択すべきとなりました。

出席者は、敬称を略します。江田加代、松田悦郎、長谷川康弘、石原浩明、河中博子の教育民生常任委員5名と議会事務局から里英樹事務局長の6人です。

陳情の概要と、その審議内容を報告いたします。学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業の準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。こうした学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおり進めば2025年度に完了となりますが、今後は、小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での35人学級の早期実施ときめ細かい教育活動をするために、さらなる学級編制標準の引下げと少人数学級の実現が必要です。こうした観点から、2025年度政府予算編成において、国の関係機関への意見書を提出していただきたいという陳情です。

陳情の項目は4点。1、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること、また、さらなる学級編制標準の引下げなど、少人数学級について検討すること。ほか、お手元に配付の4項目です。

委員会では、次のような意見が出されました。教員の成り手不足は喫緊の課題である。きめ細かい教育活動をするためにも、小学校だけではなく、中学校、高等学校においても35人学級を早急に実施することは必要だ。加配教員を削減してはならない、採択。国に対して、意見書を出し続けることが必要だ。子供たちも多様化してきており、教師は、あまりにも業務量が多い。ゆとりを持って働くためにも、働き方改革、定数改善は、ぜひとも必要だ、採択すべき。教員の長

時間労働は増えており、仕事を家に持ち帰るお持ち帰りや土日を返上することも恒常的になっているようだ。子供が減っているからといって教師も減らされたら、学校教育が成り立たない、改善は必要である、採択。教育に熱意を持って教員になった人が、志半ばで辞めていくことは学校の崩壊につながり、最終的には、子供たちに最も悪影響が及ぶ。国の責任で教育現場を改善してほしい、採択。といった意見が活発に交わされ、採決の結果、全会一致で採択すべきとなりました。教育制度について言及する場合は、子供ファーストを根本命題として、改善、再検討をすべきだと思います。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は、採択です。本陳情は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第3 陳情第4号

○議長（山路 有君） 日程第3、陳情第4号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情を議題といたします。

本陳情は、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

河中委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。本委員会に付託されました陳情第4号の審査内容と結果について、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

陳情第4号、令和6年6月14日、日吉津村議会議長、山路有様。教育民生常任委員長、河中博子。陳情提出者、米子市富益町5-72、原水爆禁止鳥取県西部地区協議会理事長、松原光男。

陳情の件名、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情。

審議は、6月6日、役場委員会室で行い、反対1、趣旨採択1、賛成2で、採択となりました。

出席者は、敬称を略します。江田加代、松田悦郎、長谷川康弘、石原浩明、河中博子の教育民生常任委員5名と議会事務局から里英樹事務局長の6人です。

陳情の概要と審議内容を報告いたします。広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年経過した2017年7月、核兵器禁止条約が採択され、同年9月20日には、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始、2021年1月22日に発効しました。現在93か国が署名し、70か国が批准しています。条約は、開発・生産・実験・保有などのほか、威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止しており、被爆者とともに、私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事戦略に合わせて、ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ、我が国を攻撃すれば保有する核施設が壊滅し、悲惨な結果になると核兵器による威嚇を行いました。本来、唯一の被爆体験国として日本の政府は核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。核兵器のない世界を強く望む国内外の広範な世論に応えるため、戦争被爆国として、政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求めるものです。

陳情の項目1、日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを求める意見書を国会及び政府に提出すること。

委員会では、次のような意見が出されました。日本は、アメリカの核の傘の下で平和に暮らしている。日本の役割は、核兵器保有国と非核兵器保有国の橋渡しをすることである、不採択である。批准国は核を持っていない、日本はアメリカに守られている、趣旨は分かるが、強く推すということにはならない、趣旨採択。核兵器は、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器である。条約は、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しており、唯一の被爆国として批准すべきだ、採択すべき。最後に、唯一の被爆国として進んで批准するよう求めていくのが大事だ、アメリカの傘に入っているというが、アメリカばかりを見るのではなく、いろいろな国を見ながら平和を考える、これが日本の取るべき姿勢だと思う、採択。といった意見が積極的に交わされて、その結果、採択となりました。議員各位の御理解、御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は

ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、請願に対して反対、賛成の順で討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。私は、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情について、教育民生常任委員長の報告に対して、反対討論を行います。

日本やドイツやオーストラリア、NATO諸国が核兵器禁止条約に参加しない理由として、アメリカの核の傘で安全保障政策を行っており、日本も平和で過ごせているのもアメリカの抑止力があるからです。また、核兵器禁止条約の会議への参加国は、非核兵器国など、多くの国が参加を見送っております。これは、核兵器禁止条約には、実効性がないということであります。

次に、世界には、核兵器の国と非核兵器の国の分断や非核兵器国の中には、核拡散防止禁止国との分断などの実態があり、全ての国が一斉に動かなければ意味がありません。そこで、日本が核兵器禁止条約に参加すれば、核兵器国に対し対立をあおることになりかねません。そこで日本は、唯一戦争被爆国として核兵器国と非核兵器国の橋渡しをする役目をしなければ、むしろ後退する可能性があります。

最後に、当面、日本は、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高機関として設置されているCPO締約国会議にオブザーバーとして参加し、唯一の戦争被爆国として、積極的な貢献を果たすとともに、中長期的には、日本が批准できるような安全保障をつくり出していくべきであると考えております。

以上の理由により、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書には反対すべきと考えます。以上です。

○議長（山路 有君） 次に、委員長報告に対し、賛成の立場の討論を許します。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。陳情第4号、反対討論をいたします。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める陳情。先ほどの……。

○議長（山路 有君） 江田議員、賛成でしょう、反対でないでしょう。

○議員（3番 江田 加代君） すみません、賛成討論いたします。先ほどの委員長報告は採択すべしでした。私は、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

今、世界は、核兵器の存在自体が平和と安全を脅かしている悲しい状況にあります。核保有国のロシアのウクライナへの侵略、核保有を宣言はしていないが核保有国とみなされているイスラエルのパレスチナ、ガザ地区へのむごたらしい集団殺りく行為は、核兵器が安全を守るものではないことを教えています。日本は被爆国でありながら、6年連続で核兵器禁止条約促進の国連決議に反対を投じています。もし日本政府が条約に参加すれば、平和を求める国際社会の期待に応え、高い信頼を受け、核兵器廃絶の流れに勢いを与えることができ、そのことを信じて、陳情団体の方々は運動をされています。

長崎で被爆された日本被爆者団体協議会事務局長は、原爆は、人間として死ぬことも、人間らしく生きることも許さない絶滅だけを目的とした狂気の兵器であり、人間として認めることができない絶対悪の兵器です。今、私を動かしているのは、世界中どんなところでも被爆者をつくってはいけない、核兵器廃絶に精魂を傾けた先達の運動を受け継ぎ、後世に伝えなければならないと語っておられます。ぜひとも皆様に賛同をいただき、国に意見書を上げていただきますようよろしくお願いをいたしまして、私の委員長報告に対する賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ほかにないので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は、採択です。本陳情は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を願います。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第4 承認第1号

○議長（山路 有君） 日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第2号

○議長（山路 有君） 日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第22号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第22号、日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 2 3 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 2 3 号、令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 2 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 2 4 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 2 4 号、令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。議案第 2 4 号、令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）について、マイナンバー保険証、電算処理委託料に係る費用の予算化に反対の立場で討論いたします。

厚生労働省は、これまで、健康保険証と一体化したマイナンバー保険証の利用率を伸ばそうとしてきましたが、利用率の低迷は続いています。その原因を医療機関の窓口が保険証を前提とした対応になっているからと、今年 1 月、マイナ保険証の利用率を上げた医療機関に支援金を出す制度を開始、5 月から 7 月をマイナンバー保険証利用促進集中取組月間として、病院に最大 2 0 万円を配るなどの予算 2 1 7 億円を補正予算に計上しました。

このような中、今年の 5 月 8 日、厚生労働省は初めて、国家公務員によるマイナンバー保険証の利用率が僅か 5.7 % だったことを公表しました。この数字は、国民の平均利用率 6.5 6 % を下回る数字と言われている。最も多かった総務省でも 10.3 1 % にとどまり、マイナンバー保険証を所管する厚生労働省は 6.4 9 %、最も低い防衛省は 3.5 4 % でした。国家公務員の場合、共済の組合員証が保険証を兼ねていることもあり、使い勝手がよいということではありますが、今

まで使い慣れていたものを使うのは当然のことです。

私が一番心配するのは、使い勝手の悪い保険証に対応できない高齢者などが治療を中断したり、病気が重症化するまで受診を控えるようにならないかということです。保険料は年金からの天引きで支払っていても、慣れない保険証を使うことをためらい、必要な受診を控えてしまったということにならないかということです。今までの使い慣れた保険証は廃止をせずに残すべきです。

以上が、私の国民健康保険会計補正予算に反対する理由です。御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論はありませんか。

加藤議員。

○議員（２番 加藤 修君） ２番、加藤です。議案第２４号に賛成の立場で討論をいたします。

今回、上程されています国保システム改修に関わる予算は、制度の改正によるものであり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修であります。この改修の主な内容は、健康保険証が廃止された後に、マイナ保険証を持っておられない方に対する資格確認書の設定、被保険者の負担割合等が変更となった場合の情報連携など、被保険者が不利益を被らないための措置であります。従来どおり、適切に医療を受けてもらうためのシステム改修、電算処理業務委託料２１５万６,０００円であります。

先ほどの反対討論のところ、保険証が使いにくいからではなくて、この補正がなければ、保険証が廃止された後に被保険者の方が困るわけです。もう少しこの内容をよく吟味してから反対討論をしていただきたいと思いますし、本来、討論というのは、議案に対する討論であって、制度に対する討論ではありません。その辺りを履き違えないようにお願いをいたします。

以上のことをもちまして、議案第２４号に賛成をいたします。皆様方の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、討論を終わります。

これから議案第２４号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第２４号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 発委第 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、発委第 2 号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。

発委第 2 号、令和 6 年 6 月 1 4 日、日吉津村議会議長、山路有様。提出者、総務経済常任委員長、橋井満義。

事件名、地方財政の充実・強化を求める意見書について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 0 9 条第 7 項及び会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出をするものであります。

本件については、先ほど来、陳情の中で論議をしまいったところであります。地方財政の充実・強化を求める意見書（案）でございます。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、D X 化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり、新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しておる状況であります。

政府はこれまで、骨太方針 2 0 2 1 に基づき、2 0 2 1 年度の地方一般財源水準を 2 0 2 4 年度までに確保することとしてきた。しかし、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。このため、2 0 2 5 年度政府予算、また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

1、社会保障の充実、地域活性化、D X 化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地方公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、とりわけ子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが、自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独

事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これからの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

5、地方創生推進費として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源として、より明確に位置づけすること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6、会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ、地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合にゼロから20%もの大きな格差が生じていること。近隣自治体間における支給割合の差により、人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。

8、自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と移行の影響を受けるシステムの改修経費までを含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き、必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加など、DX化に伴い、地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、子ども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和6年6月14日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣、以上宛てでございます。

以上、賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

この際、質疑、討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発委第2号は、原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

日程第10 発委第3号

○議長（山路 有君） 日程第10、発委第3号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。陳情の結果に基づき、発委いたします。

発委第3号、令和6年6月14日、日吉津村議会議長、山路有様。教育民生常任委員長、河中博子。

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）。学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠である。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおり進捗すれば2025年度に完了となる。今後は、小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実現ときめ細かい教育活動をするために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記。1、中学校、高等学校でも35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等、少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教職員の処遇について新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し、意欲を持って働くことができるよう改善に必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和6年6月14日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、以上の6機関です。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

この際、質疑、討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発委第3号は、原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

日程第11 発委第4号

○議長（山路 有君） 日程第11、発委第4号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

河中教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（河中 博子君） 教育民生常任委員長の河中です。陳情の結果に基づき、
発委いたします。

発委第4号、令和6年6月14日、日吉津村議会議長、山路有様。教育民生常任委員長、河中
博子。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定
により提出いたします。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）。広島と長崎にアメリカ
の原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連で歴史的な核兵器禁止条約
が採択された。条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連
憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押し
た。核兵器は、今や不道德であるだけでなく、歴史上初めて、文明上も違法のものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用と、その威嚇に至るまで、核兵器
に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっている。また、条約は、核保有国
の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者
や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被爆国国民の切望に応えるものとなっ
ている。このように、核兵器禁止条約は、被爆者ととともに私たち日本国民が長年にわたり熱望し
てきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治で
も、各国でも、前向きな変化が生まれている。この間、2021年1月に条約は発効し、既に条
約調印国は、アジア、ヨーロッパ、太平洋諸国など93か国、批准国は70か国となる。202
4年1月15日、現在です。など、条約締約国会議も2回開催されるなど、大きな前進を記して
いる。

アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けている。
こうした態度を直ちに改め、被爆国として、核兵器全面禁止のために真剣に努力するあかしとし
て、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求める。

以上、意見書を提出する。令和6年6月14日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。

提出先、内閣総理大臣、岸田文雄様、外務大臣、上川陽子様。以上です。

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。

この際、質疑、討論はないものとし、これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、発委第4号は、否決されました。

日程第12 諮問第1号

○議長（山路 有君） 日程第12、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、清水香代子氏を人権擁護委員に推薦したい旨、村長から文書にて意見を求められています。なお、人権擁護委員の任期は3年です。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りします。人権擁護委員の推薦について、清水香代子氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、人権擁護委員の推薦については、清水香代子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第13 諮問第2号

○議長（山路 有君） 日程第13、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、青山高志氏を人権擁護委員に推薦したい旨、村長から文書にて意見を求められております。なお、人権擁護委員の任期は3年です。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りします。人権擁護委員の推薦について、青山高志氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、人権擁護委員の推薦については、青山高志氏を適任とすることに決定しました。

日程第 14 発議第 3 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、発議第 3 号、行財政調査特別委員会の調査研究についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

松田行財政調査特別委員長。

○行財政調査特別委員長（松田 悦郎君） 日吉津村議会議長、山路有様。提出者、行財政調査特別委員長、松田悦郎。

行財政調査特別委員会の調査研究について。以上の議案を別紙のとおり、議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

発議第 3 号、行財政特別委員会による調査研究について。行財政調査特別委員会は、閉会中において、次の調査研究を行うものとする。

令和 6 年 6 月 14 日、提出者、行財政調査特別委員長、松田悦郎。

調査事件は、官民連携事業及び議会広報について。調査地、北海道方面。調査期間、令和 6 年 7 月 10 日から 12 日の間、2 泊 3 日。経費、予算の範囲内とします。以上です。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりました。

この際、質疑、討論はないものとし、これから採決を行います。

本発議は、原案のとおり実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 3 号は、原案のとおり実施することに決定しました。

日程第 15 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第 15、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のと
おり派遣することに決定しました。

日程第 16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 16、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と
します。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付し
ました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中
の継続調査とすることに決定しました。

日程第 17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 17、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と
します。

教育民生常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付し
ました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の
継続調査とすることに決定しました。

日程第 18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 18、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 19、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（山路 有君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案は全て終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和 6 年第 2 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 2 時 42 分閉会
